



■佐賀市 金立公園の菜の花

今月の記事

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ  
退職される方が多い時期となりました。資格喪失届の速やかな提出をお願いします……………2
- 国民年金保険料の退職(失業)による特例免除制度をご利用ください……………3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 協会けんぽからのお知らせ…………… 4~5

●(財)佐賀県社会保険協会

- 平成24年度社会保険事務講習会 ~適用・給付の基礎実務~ 開催のお知らせ…………… 6
- 佐賀県健康保険委員・年金委員会武雄ブロック ボーリング大会結果報告…………… 7
- 『カラダ・プラス1』開催予告!!…………… 7
- 年金相談窓口開設等のご案内…………… 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ!…………… 8
- 『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』0570-058-555(ナビダイヤル)…………… 8

事業主の皆様へ

退職される方が多い時期となりました

# 資格喪失届の速やかな提出をお願いします

## 資格喪失届

従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

### ●資格喪失年月日

次の事由に**該当した日の翌日**が資格喪失年月日となります。

- ①退職した日
- ②死亡した日
- ③常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日  
ただし、次の事由のみ、**該当した当日**が資格喪失年月日となります。
- ④厚生年金保険については、70歳に達した日(70歳の誕生日の前日)
- ⑤健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日(75歳の誕生日の当日または65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日)

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。

### ●被保険者証(健康保険証)を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証(本人・家族)を添付してください。紛失等により、健康保険証を添付できない場合は、備考欄にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。

### ●退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

- ・健康保険の任意継続被保険者となる。(退職後20日以内の手続きが必要です。)
- ・国民健康保険の加入者となる。
- ・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。



## 健康保険 厚生年金保険 資格取得・資格喪失等確認(資格喪失証明)請求書

年金事務所では、従業員が退職した場合など、国民健康保険の加入手続き等のため、いわゆる「資格喪失証明書」の交付を行っておりますが、以下の点にご留意ください。

### 留意点

- ①事業所から資格喪失届(被扶養者異動届)が提出されていない場合は、喪失証明ができません。
- ②お急ぎの場合は、年金事務所の窓口にて、原則**被保険者ご本人**がおいでください。(顔写真付の運転免許証等の身分証明書をご持参ください。)なお、窓口での交付を希望される場合で、**被保険者ご本人がおいでいただけない場合**は、ご本人からの**委任状**をご持参いただければ代理人の方に窓口での交付ができます。(代理人の方は、運転免許証等の顔写真付の身分証明書をご持参ください。)
- ③被扶養者になっていた方が申請する場合で、**被扶養者ご自身のみ**の喪失証明をご希望の場合は、窓口での交付ができます。(顔写真付の運転免許証等の身分証明書をご持参ください。)

## お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

## 国民年金保険料の退職(失業)による 特例免除制度をご利用ください

厚生年金に加入していた方が退職(失業)されると、市役所・町役場で国民年金の加入手続きを行い月額14,980円(平成24年度の金額)の保険料を納めることになります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職(失業)した年度及び翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、上記の方のうち**失業された方の所得を除外**して審査を行います。

### 手 続 き

特例免除を申請される場合は、「国民年金保険料免除申請書」に雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の写しを添付(※)して、住民登録をしている市役所・町役場の国民担当窓口へ提出してください。

## 平成23年7月～平成24年6月の 保険料の特例免除

- (※) ○平成22年3月31日から平成23年3月30日に離職した方  
特例免除申請期限…平成24年3月末日まで  
○平成23年3月31日以降に離職した方  
特例免除申請期限…平成24年7月末日まで



### 注 意

## 学生の方は、**学生納付特例制度**があります

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。  
(平成23年4月～平成24年3月の学生納付特例申請は、平成24年4月末日までに申請をしていただく必要があります。)

## お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

## 協会けんぽからのお知らせ

### ●健康保険料率が変わります。

- 健康保険料率(佐賀支部) : 9.60% ⇒ **10.16%**
- 介護保険料率(全国一律) : 1.51% ⇒ **1.55%**
- 改定時期:**平成24年3月分**から(平成24年4月納付分から)

\*任意継続被保険者は24年4月分から(24年4月納付分から)

1人当たりの医療費の高さが反映された結果、全国平均10.00%より0.16%高くなっており、全国一の保険料率となっています。

### ●健診のご案内を送付します。

平成24年度の生活習慣病予防健診・特定健診のご案内を3月中旬から下旬にかけてお送りいたします。健康の保持・増進、医療費の節減のためにも年に一度は健診を受け健康管理をしましょう。

#### 協会けんぽの生活習慣病予防健診のメリット

- 労働安全衛生法の事業主健診(定期健康診断)には含まれない「胃部レントゲン検査・便潜血反応検査・尿酸値検査」の検査項目があります。  
(胃がん・大腸がん・痛風などの検査)
- 費用は、最高6,843円です。  
(18,007円の健診に協会けんぽから11,164円の助成)



### ●高齢受給者証を送付します。

70歳~74歳の方の医療費の負担割合は、平成24年度も1割に据え置かれることとなりました。

これに伴い、現在1割負担の方がお持ちの高齢受給者証に表示されている一部負担金の割合の記載内容を「**2割(ただし、平成25年3月31日まで1割)**」と変更して新たな高齢受給者証を事業所あてに送付いたします。

※現役並み所得者(一部負担の割合が「3割」と記載されている方)は変更がないため差し替え分の送付はありません。

※70歳~74歳の方の医療費の負担割合は、平成20年4月1日から2割に見直されることになっていましたが、平成23年度まで1割に据え置かれていました。平成24年度も1割に据え置かれることとなりました。





## ● 限度額適用認定証が外来にも使用できるようになります。

実施時期  
平成24年  
4月1日  
診療分から

限度額適用認定証を使用することで、入院と外来いずれの場合でも、同一の保険医療機関または保険薬局での同一月の窓口負担が、自己負担限度額までで済みます。  
※保険外負担分、食事代、差額ベッド代等は別途費用がかかります。  
(※70～74歳の方は、高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までで済みます。)

### Q 平成24年3月31日以前に旧様式で発行された限度額認定証はそのまま使えますか？

A 認定証に印字されている有効期限内であれば、そのまま4月から入院・外来のどちらの診療分にも使用できます。申請用紙についても、変更前の用紙でご提出いただいて差し支えありません。

### Q 複数の医療機関等にかかった場合の支払いはどうなりますか？

A 保険医療機関または保険薬局の窓口では、窓口ごとにそれぞれ計算された自己負担額を支払うことになります。(同一医療機関での入院・外来、医科・歯科分も、自己負担額は別々に計算されます。)高額療養費として世帯合算(※)できるときは、医療機関への支払後に「高額療養費支給申請書」を協会けんぽにご申請ください。

(※)高額療養費の世帯合算

- ・70歳未満の方の場合：自己負担額が21,000円以上のものに限られます。個人別、同一人でも医療機関別、同一医療機関でも入院・外来別、医科・歯科別で扱われます。処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局での自己負担額は処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。
- ・70歳以上の方の場合：自己負担額をすべて合算できます。

※高額療養費制度につきましては、社会保険さが23年12月号または協会けんぽホームページ等をご覧ください。協会けんぽ佐賀支部にお問い合わせください。

## ● 東日本大震災の被災者に係る一部負担金免除の取扱いについて

東日本大震災により健康保険一部負担金が免除になっている協会けんぽご加入者の皆様は、平成24年3月1日以降も医療機関等の一部負担金が免除になります。お手持ちの「健康保険一部負担金等免除証明書」の有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている場合でも引き続き使用することができます。

\*入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担額の免除は、平成24年2月29日までとなります。

健診実施機関情報 生活習慣病予防健診実施機関に変更・追加がありましたのでお知らせします。

### ● 伊万里市民病院、有田共立病院が合併しています。(平成24年3月1日から)

新名称：伊万里有田共立病院

新住所：西松浦郡有田町二ノ瀬甲860番地(電話番号 0955-46-2121)

健診機関コード：(恐れ入りますが、当該機関もしくは協会けんぽ佐賀支部へご確認ください。)

### ● 小城市民病院が生活習慣病予防健診実施機関として追加されます。(平成24年4月1日から)

名称：小城市民病院

住所：小城市小城町松尾4100番地(電話番号 0952-73-2161)

健診機関コード：4119811190

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

TEL 0952-27-0611

協会けんぽ 佐賀

検索



# 社会保険事務講習会開催のお知らせ

## ～適用実務の基礎～

資格取得喪失および算定基礎届、月額変更届など社会保険の適用に関する実務の基礎を学びます。

地 区	日 時	会 場
武 雄 会 場	平成24年4月16日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥 栖 会 場	平成24年4月17日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐 賀 会 場	平成24年4月19日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐 津 会 場	平成24年4月26日(木)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)

◆実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄**50名** 鳥栖・伊万里**30名** (定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 社会保険事務事務担当者の方

講 師 社会保険労務士

参 加 費 **会員事業所は無料** (但し、平成23年度会費未納事業所は資料代等として3,000円のご負担をお願いします)

申 込 方 法 下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会



.....(キリトリ線).....

### 社会保険事務講習会 参加申込書

会 員 番 号				☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	( 佐 賀 ・ 鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 唐 津 ) 会場/平成 年 月 日 ( )			
参加者氏名(2名まで)				
事 業 所 名				
事 業 所 所 在 地	〒			事業所電話番号 ( )
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

佐賀県健康保険委員・年金委員会

# 武雄ブロック ボウリング大会

平成24年1月22日、メリーランドタケオボウル(武雄市)において、健康づくりの事業の一環として、佐賀県健康保険委員・年金委員会武雄ブロックボウリング大会(社会保険協会共催)が、12チームの参加により開催されました。



優勝 ユートクA  
第2位 今衛門B  
第3位 共進産業



健康づくり企画  
KARADA PLUS ONE

第3回

あなたも  
チャレンジ!

# カラダプラスワン

運動実施期間 ▶ 2012年5月1日～7月31日



健康づくり企画カラダ・プラス1(ワン)とは

現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。  
『カラダ・プラス1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防する事を目的としています。  
日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご参加ください。



運動実施期間

2012  
05/01

06/01

07/01

07/31

2012年5月1日～7月31日の3カ月間。

ゴール日までの合計日数上位者(頑張った人)には粗品進呈。  
期間中でも登録可能です。(ただし、5月31日まで。)



登録期間

2012年

4月1日～5月31日

(5月1日～7月31日は運動期間中。)

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

佐賀県社会保険協会

検索

<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



### 平成24年4月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 延長相談 19時まで	3 鹿島市民会館 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5 鳥栖市役所 (予約)	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 東庁舎 (予約)	12 鳥栖市役所 (予約)	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日
15	16 延長相談 19時まで	17 鹿島市民会館 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19 鳥栖市役所 (予約)	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25 有田町役場 本庁舎 (予約)	26 鳥栖市役所 (予約)	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30					

**出張相談(予約制)**

相談時間10:00~15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所 鹿島市民会館	唐津年金事務所 0955-72-5161 鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受け付けております。  
※希望される日の前日までに申し込みにください。

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

年金事務所休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00

※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

●一般的な年金相談に関するお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



**0570-05-1165**

ナビダイヤル®

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は**03-6700-1165**

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉●月～金曜日：午前8:30～午後5:15

※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は、午後7:00まで延長

●第2土曜日：午前9:30～午後4:00

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)



- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

●『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』0570-058-555 (ナビダイヤル)

- 050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は「03-6700-1144」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

〈受付時間〉●月～金曜日：午前9:00～午後8:00 ●第2土曜日：午前9:00～午後5:00

- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成24年3月分保険料の納付期限は**平成24年5月1日(火)**です。

**ご注意ください!!**

※平成24年3月分の社会保険料計算に係る届書は**4月5日(木)**までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成24年3月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。